

# 社会保険ひろしま

第927号

- 【ご案内】最低賃金の上昇などにより従業員の賃金を引き上げたときに、資格取得届等の届出が必要な場合があります
- 【お願い】社会保険料の納付には口座振替や電子納付（Pay-easy）が便利です
- 【ご案内】令和7年12月1日に日本・オーストリア間の社会保障協定が発効します
- 【お願い】従業員の方へ「ねんきんネット」の周知をお願いします
- 【ご案内】年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です
- 令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなります
- 令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がはじまります！！
- 生活習慣病のリスクが高い方に通知をお送りしています
- 健康保険委員（健康保険のご担当者様）を1事業所に1名以上ご登録ください！



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和7年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,139	61,192
船舶所有者数		246	317
被保険者数	男性	510,690人	381,397人
	女性	356,041人	273,728人
	船員	3,084人	3,368人

# 日本年金機構からのお知らせ

**ご案内**

**最低賃金の上昇などにより従業員の賃金を引き上げたときに、資格取得届等の届出が必要な場合があります**

最低賃金の上昇などにより、従業員の賃金を見直し、以下のケースに該当した場合は、届出が必要となりますので、ご注意ください。

**従業員数51人以上の企業で週20時間以上働く短時間労働者の所定内賃金（基本給及び諸手当※）が月額8.8万円以上になった場合 ※ 残業代、賞与、通勤手当、家族手当等は含みません**

給与改定等により上記を満たすこととなった短時間労働者は健康保険・厚生年金保険の加入対象となりますので、被保険者資格取得届の提出が必要です（時給1,016円以上の方が、週20時間以上働く場合には、所定内賃金が8.8万円以上となり被保険者の資格を満たします。）。

なお、学生の場合は上記を満たしても加入対象にはなりません。

**昇給等により固定的賃金の変動にともなって報酬が大幅に変わった場合**

以下の2つの条件をすべて満たす場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目に被保険者報酬月額変更届の提出が必要となります。

- ① 変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差がある
- ② 3カ月とも支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）以上

なお、届書の様式や記入方法は、日本年金機構ホームページに記載しています。  
詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

**お願い**

**社会保険料の納付には口座振替や電子納付（Pay-easy）が便利です**

社会保険料の納付には、口座振替や電子納付（Pay-easy）が便利です。

- ・ 口座振替の場合には、毎月自動で保険料が引き落とされ、口座振替手数料の負担もありません。
- ・ 電子納付（Pay-easy）の場合には、歳入代理店（※1）に行くことなくATM（※2）やインターネットバンキングで納付できるため、時間や手間を削減できます。手数料の負担もありません。

※1 歳入代理店とは、銀行・郵便局・信用金庫等（日本銀行ホームページ：<https://www.boj.or.jp>）となります。

※2 ATMの利用等はご利用の金融機関にご確認ください。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

## ご案内

# 令和7年12月1日に日本・オーストリア間の社会保障協定が発効します

日本・オーストリア間の社会保障協定が発効することにより、日本とオーストリアの年金制度への二重加入が解消されます。

## 日本からオーストリアに5年を超えない見込みで派遣される方および派遣されている方

- 日本の年金制度のみに加入し、オーストリアの年金制度への加入が免除されます。  
オーストリアへの派遣前に日本の年金制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受けてください。  
※オーストリアの失業保険制度への加入も免除されます。一方、医療保険制度については、日本の医療保険制度に加え、オーストリアの在留許可の関係上、オーストリアの疾病保険制度にも加入する必要があります。また、オーストリアの災害保険制度にも加入する必要があります。
- 協定発効（令和7年12月1日）前からオーストリアに派遣されている方についても、協定発効日から5年以内に派遣が終了する見込みであれば、オーストリアの年金制度への加入が免除されます。
- この交付に関する申請書は令和7年12月1日（月）から受付可能です。申請書や注意事項等は、日本年金機構のホームページに掲載しています。

## お願い

### 従業員の方へ「ねんきんネット」の周知をお願いします

ねんきんネットは、ご自身の年金記録の確認や年金見込額の試算がオンライン上で行えるサービスです。

#### Point 1

マイナポータルから  
簡単ログイン



#### Point 2

年金記録はオンラインで  
いつでも確認



#### Point 3

年金見込額を  
オンラインで試算



ねんきんネットの詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

ねんきんネット

検索



→左の二次元コードから、ねんきんネットの登録方法や各種通知書のペーパーレス化の操作手順など、ご案内のパンフレットが確認できます。従業員の方への周知にご活用ください。

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)

## ご案内

### 年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約を利用すると以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、曜日に関係なく予約できます。
  - 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、予約忘れを防止できます。
  - もし予定が入ってしまった場合も、インターネットからスムーズに変更やキャンセルができます。
- 詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

#### インターネットでの予約方法

##### ■ マイナンバーカードを利用する

- ① マイナポータルにログイン
- ② 「ねんきんネットTOP」を選択し「年金相談のご案内」より予約

マイナポータル



<https://myna.go.jp/>

##### ■ マイナンバーカードを利用しない

年金相談予約専用サイトより必要事項を入力し予約

日本年金機構 予約相談

検索

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/yoyaku.html>

#### インターネット予約の受付時間

土日祝日を含め毎日 8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の  
補足情報等を掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



[https://x.com/Nenkin\\_Kikou](https://x.com/Nenkin_Kikou)

Facebook



日本語  
<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語  
<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>  
2511 1017 001 (全国)



協会けんぽ

# 広島支部からのお知らせ

2025年  
11月

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 いろは

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 かえで

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

## 令和7年12月2日から従来の健康保険証は使用できなくなります

健康保険証は令和6年12月2日から新規発行停止となり、医療機関等への受診はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。

既に発行済みの健康保険証は、経過措置期間の期限が到来する令和7年12月2日から（※1）使用することができなくなります。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用ください。（※2）

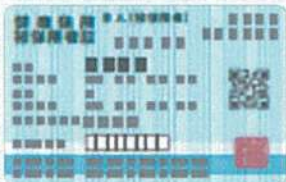
※1 退職等で資格喪失する場合は、退職日の翌日から使用できなくなります。

※2 マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書をご利用ください。

マイナ保険証等  
についてはこちら  
(協会けんぽホームページ)



### 令和7年12月2日からは マイナ保険証をぜひご利用ください



R7.12.2から  
使用不可



保険証は  
マイナ保険証へ

### 詳しい受診方法の解説動画

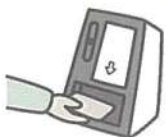
マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等の解説動画をご覧ください。



## マイナンバーカードの健康保険証利用は事前<sup>に</sup>申込みが必要です

#### 医療機関で

☑医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



#### スマホから

マイナポータルアプリをインストール



iPhone



Android

#### セブン銀行ATMで

☑必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら  
マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分  
※年末年始を除く

⚠ご注意ください  
マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります。

更新方法はこちら  
(デジタル庁ホームページ)



令和8年  
1月から

## オンラインで各種給付金の申請ができる 電子申請がはじまります!!

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は郵送に係る手間がないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん!

ぜひご利用ください。詳しくはこちらの二次元コードからホームページをご覧ください。

電子申請について  
詳しくはこちら



# 生活習慣病のリスクが高い方に通知をお送りしています

協会けんぽでは、**血圧・血糖・LDL (悪玉) コレステロール値**の健診結果が、「要治療」「要精密検査」と判定された方のご自宅に、医療機関への受診をお勧めする案内を健診受診後4～5か月以内にお送りしています。(複数回お送りする場合がございます。)

健診の結果「要治療」「要精密検査」と判定された場合、**体のどこかに異常がある恐れ**があります。自己判断はせず、必ず医療機関を早期に受診しましょう。

## ! 要治療の基準値

血圧値		血糖値		LDL コレステロール値
収縮期	拡張期	空腹時血糖	HbA1c	
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

## 事業主様・担当者様へ

健診結果が「要治療」「要精密検査」の従業員様に医療機関への早期受診についてお声がけをお願いいたします。

約**16,000名**  
登録中!

## 健康保険委員(健康保険のご担当者様)を 1事業所に1名以上ご登録ください!



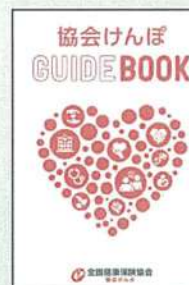
広島支部では、協会けんぽのサービスや健康保険制度を有効にご活用いただくために、事業主様や健康保険事務担当者様に健康保険委員の登録をお願いしております。

### 健康保険委員のメリット

- 健康保険委員向けの研修会にご招待(参加無料)
- 健康保険委員の専門誌『健康保険委員だより』を無料でお届け(年2回)
- 活動内容に応じて表彰制度あり
- 健康保険や健康づくりに関する知識が身につく

12月頃  
研修会実施  
予定!

### 事務に役立つ テキストを進呈



**協会けんぽ GUIDE BOOK**  
健康保険の内容をこの1冊に!  
健康保険給付や健診などに関する内容を網羅しています!



**協会けんぽ GUIDE BOOK**  
健康保険制度・申請書の書き方  
申請書の記入方法等が分かる!  
申請書提出の際に大変役立ちます!

### 健康保険委員の登録方法や詳細について

「健康保険委員登録届」をご記入のうえ、FAXまたはご郵送ください。

登録は  
こちらから



この機会にぜひ、  
ご登録をお願いします!



## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年11月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せ  
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)  
平日のみ 8:30~17:15  
※おかけ間違いにご注意ください



今月の  
TOPICS

## 協会けんぽ広島支部

### LINE公式アカウントを開設しています!

健康づくりや健康保険制度に関する情報を月2回程度配信しています。この機会に是非友だち追加をお願いします!

LINE ID

@kenpo\_hiroshima

友だち追加はID検索、  
二次元コードから!

